

法 学 号 外
平成 29 年 4 月 26 日

各 私 立 学 校 長 様
(小・中・高・特)

岩手県総務部法務学事課私学・情報公開課長

拉致問題に関する映像コンテンツの活用について

このことについて、別添のとおり通知がありましたので、お知らせします。

なお、当映画及びアニメの上映を希望する場合には、別紙 1 又は別紙 2 により、内閣官房拉致問題対策本部事務局宛て直接お申込み願います。

【担当】私学振興担当 半田

電話 019-629-5041 FAX019-629-5049

メールアドレス: AH0007@pref.iwate.jp

閣 副 第 8 6 号
2 9 初 児 生 第 5 号
平成 2 9 年 4 月 1 4 日

各 都 道 府 県 教 育 委 員 会 人 権 教 育 担 当 課 長
各 政 令 指 定 都 市 教 育 委 員 会 人 権 教 育 担 当 課 長
各 都 道 府 県 私 学 担 当 主 管 課 長
附 属 学 校 を 置 く 各 国 立 大 学 法 人 附 属 学 校 主 管 課 長
殿

内 閣 官 房 拉 致 問 題 対 策 本 部 事 務 局 政 策 企 画 室 長
文 部 科 学 省 初 等 中 等 教 育 局 児 童 生 徒 課 長
(公 印 省 略)

拉 致 問 題 に 関 す る 映 像 コ ン テ ン ツ の 活 用 に つ い て (依 頼)

北 朝 鮮 に よ る 日 本 人 拉 致 問 題 は、我 が 国 の 主 権 及 び 国 民 の 生 命 と 安 全 に 関 わ る 重 大 な 問 題 で あ り、政 府 と し て は、最 重 要 課 題 と 位 置 づ け そ の 解 決 に 向 け て 強 力 に 取 り 組 ん で い る と こ ろ で す。

政 府 ・ 拉 致 問 題 対 策 本 部 で は、拉 致 問 題 の 解 決 の た め に は、世 論 の 一 層 の 喚 起 が 不 可 欠 で あ り、特 に 若 い 世 代 に 拉 致 問 題 へ の 理 解 促 進 を 図 る こ と が 重 要 で あ る と の 認 識 の 下、従 来 か ら 児 童 生 徒 が 拉 致 問 題 に つ い て 深 く 認 識 し、拉 致 問 題 を 人 権 問 題 と し て 考 え る 契 機 と し て い た だ く た め、映 画 「め ぐ みー 引 き 裂 か れ た 家 族 の 30 年」 及 び ア ニ メ 「め ぐ み」 の 学 校 等 に お け る 上 映 会 の 開 催 の 促 進 に つ い て、各 都 道 府 県 教 育 委 員 会 等 を 通 じ て、学 校 等 の 関 係 機 関 に 周 知 い た だ い て き た と こ ろ で す。

皆 様 方 の 御 協 力 に よ り 視 聴 数 も 年 々 増 え て き て お り ま す が、本 年 度 に お き ま し て も、こ れ ま で 以 上 に 学 校 等 に お け る 上 映 の 促 進 等 そ の 活 用 に つ い て 御 協 力 を お 願 い い た し ま す。

貴 管 下 学 校 等 で 映 画 「め ぐ み」 の 上 映 を 希 望 す る 場 合 及 び 学 校 等 教 育 機 関 で ア ニ メ 「め ぐ み」 の 上 映 を 希 望 す る 場 合 に は、別 紙 1 又 は 別 紙 2 に 基 づ き 当 内 閣 官 房 拉 致 問 題 対 策 本 部 事 務 局 ま で お 申 し 込 み い た だ く よ う、周 知 の ほ ど よ ろ し く お 願 い い た し ま す。都 道 府 県 教 育 委 員 会 に お か れ ま し て は、お 手 数 で す が、本 件 に つ き 域 内 区 市 町 村 教 育 委 員 会 に 周 知 く だ さ い ま す よ う お 願 い い た し ま す。

な お、上 映 に 当 たり、当 事 務 局 職 員 か ら 拉 致 問 題 の 概 要 に つ い て の 説 明 を 希 望 さ れ る 場 合 に は、職 員 を 派 遣 す る こ と も 可 能 (謝 金 不 要、旅 費 に つ い て 当 事 務 局 が 負 担) で す の で、そ の 旨 申 請 書 に 明 記 願 い ま す。



また、今も北朝鮮に囚われたままの拉致被害者及び一日も早い帰国を願う御家族の思いを共有していただくため、拉致被害者御家族からのビデオメッセージを中心に拉致問題の現状と政府の取組について解説した「拉致被害者御家族ビデオメッセージ～必ず取り戻す！愛する家族へ～」を平成27年度に作成しております。本映像は、拉致問題対策本部のホームページ及び政府インターネットテレビにアクセスして視聴することができます。限られた授業時間の中で活用できるよう内容をチャプターで分けておりますので、必要な部分を選択して視聴することも可能ですので、映画「めぐみ」及びアニメ「めぐみ」の視聴に加え、拉致問題に関して一層理解を深めていただきたく、本映像の活用についても併せて御周知願います。

- ・別紙1 映画「めぐみー引き裂かれた家族の30年」上映会の開催について（借受申請書兼借受書）
※拉致問題対策本部HP（<http://www.rachi.go.jp/jp/minkan/megumi.html>）
からもダウンロードできます。）
- ・別紙2 アニメ「めぐみ」上映会の開催について
- ・別添1 アニメ「めぐみ」の学校における活用促進について（指導上の参考資料）
- ・別添2 映画「めぐみー引き裂かれた家族の30年」について
- ・別添3 アニメ「めぐみ」について
- ・別添4 映画「めぐみ」・アニメ「めぐみ」の活用状況に関するアンケート用紙
- ・別添5 「拉致被害者御家族ビデオメッセージ～必ず取り戻す！愛する家族へ～」チラシ

【お問い合わせ先】

○拉致問題に関する映像コンテンツの活用に関すること

〒100-8914 東京都千代田区永田町1-6-1

内閣官房 拉致問題対策本部事務局政策企画室 郷路、関、坂野

TEL 03-3581-8898（直通） FAX 03-3581-6011

E-mail g.rachi@cas.go.jp

拉致問題ホームページURL <http://www.rachi.go.jp/>

○学校教育における人権教育に関すること

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

文部科学省初等中等教育局児童生徒課指導調査係 井川、中嶋

TEL : 03-5253-4111（内線3291） FAX : 03-6734-3735

E-mail jidous@mext.go.jp

平成 年 月 日

内閣官房拉致問題対策本部事務局政策企画室 行

都道府県名： _____

学校名： _____

(国公立の別： ・国立・公立・私立)

学校長氏名： _____

映画「めぐみ—引き裂かれた家族の30年」上映会の開催について
(借受申請書 兼 借受書)

下記のとおり、映画「めぐみ—引き裂かれた家族の30年」を上映したいので、当該映画DVD1本の借受を申請します。なお、承認の上は、内閣官房拉致問題対策本部事務局が定める貸出条件に従って、当該映画DVD1本を借り受けます。

記

1. 目的

2. 教育課程上の位置付け

3. 上映会の開催予定日(借受希望日) 平成 年 月 日 ()

なお、上映会終了後は、平成 年 月 日 () までに内閣官房拉致問題対策本部事務局政策企画室(東京都千代田区永田町1-6-1)まで返納します。

4. 上映場所(該当するものに○を付してください。)

- ①体育館(講堂を含む)、②普通教室、③特別教室、④多目的ホール
⑤その他()

5. 鑑賞対象者

(1) 児童・生徒

①学年 () 年生 () 学級)、②児童・生徒数(合計)人

(2) 教職員 () 人

(3) その他 () (合計) 人)

6. 拉致問題対策本部事務局職員の説明の希望 ① 有 ② 無

7. その他参考となる事項

8. 学校の概要

- ①生徒数、②学年別学級数、③教職員数、④郵便番号、⑤住所、
⑥電話番号、⑦連絡用メールアドレス、⑧連絡担当教員名

平成 年 月 日

内閣官房拉致問題対策本部事務局政策企画室 行

都道府県名 : _____
学校・施設名 : _____
(国公立の別 : ・国立・公立・私立)
責任者氏名 : _____

アニメ「めぐみ」上映会の開催について

下記のとおり、アニメ「めぐみ」を上映したいので、当該DVDの配布を希望します。

記

1. 目的
2. 教育課程上の位置付け (学校で上映する場合)
3. 上映会の開催予定日 平成 年 月 日 ()
4. 上映場所 (該当するものに○を付してください。)
【学校】
① 体育館(講堂) () ② 教室 () ③ 多目的ホール () ④ その他 ()
【その他の施設】
(施設名 :) (室名 :)
5. 配布希望数 巻 ※なお、アニメDVDの返却は必要ありません。
6. 鑑賞対象者
(1) 児童・生徒
① 学年 (年生 (学級))、② 児童・生徒数 (合計 人)
(2) 教職員 (人)
(3) その他 ((合計 人))
7. 拉致問題対策本部事務局職員の説明の希望 ① 有 ② 無
8. その他参考となる事項
9. 学校の場合当該校の概要
① 生徒数、② 学年別学級数、③ 教職員数、④ 郵便番号、⑤ 住所、
⑥ 電話番号、⑦ 連絡用メールアドレス、⑧ 連絡担当教員名

アニメ「めぐみ」の学校における活用促進について(指導上の参考資料)



拉致問題対策本部は、拉致問題の解決には、幅広い国民各層の理解と支持が不可欠であり、その関心と認識を深めることが求められていると考えています。この趣旨を踏まえ、啓発資料としてアニメ「めぐみ」のDVDを作成し、平成20年以降各学校に送付し、拉致問題の理解促進や人権教育等にご活用いただくようお願いしています。

今般、各学校における今までの活用事例を基に、活用実践例と活用のポイントの例を紹介しますので、ご参考にしていただき、積極的にアニメ「めぐみ」をご活用いただきますようお願いいたします。

◎ 活用実践例

実際にアニメ「めぐみ」を活用して行った、小学校6年生の道徳の時間の授業の実践例を紹介します。

1. 目標

家族が深い絆で結ばれていることを考え、家族の幸せを求めて、進んで役に立とうとする態度を育てる。

2. 内容

(1) 工夫

○小学生としての発達段階等に配慮しながら、人権課題の一つである拉致問題を通して家族とのかかわりを考えさせるようにするため、6年生の道徳に位置付け、登場人物に共感させて子を思う親の心の痛みを考えさせることを意図した。

○視聴時間が25分間と授業時間の半分以上となるため、「めぐみ」の概略等を示した上で視聴を行う。

(2) 実際の取組

○視聴前、家族の絆の大切さとそれを打ち破った行為として拉致問題が起こったことを知らせる。

○視聴後、3つの柱を基に話し合いを行い、児童の反応を聴取する。「()」内は児童の主な反応。

①突然いなくなった時の両親の気持ち(自分たちを責めている。)

②街頭で救出を呼びかける両親の気持ち(娘と一緒に助けてほしい。力をかしてほしい。)

③マスコミに取り上げられたことに対する両親の気持ち(拉致問題は二度と起こしてほしくない。)

○登場人物を通して実感した家族の深い絆を基にして、自分たちの家族との関わりを想起し、家族に対する思いを発表し合う。(児童の主な反応:家族との絆は何ものにも代えがたいものだから、家族のために役立つことを精一杯やっていきたい。)

3. 効果

○DVDの視聴と話し合いにより、人権課題としての拉致問題に触れるとともに、子を思う親の心の痛みや叫びを学ぶことで、家族との関わりについての思いを培うことが出来た。

これは小学校6年生の道徳の時間における活用事例ですが、こうしたもののほか、各学校の状況に応じて、中学校や高等学校においても、総合的な学習の時間や特別活動、社会科・地理歴史科・公民科等の学習での活用も考えられます。

◎ 活用のポイントの例

1	教員による事前の準備	教員がアニメ「めぐみ」をあらかじめ視聴してその内容を十分に把握した上で、学習のねらいや進め方、児童生徒に考えさせたいこと等について、学習計画を作成する。
2	視聴前の事前学習	児童生徒に対し、拉致問題に関して知っている知識を発表させたり、アニメ「めぐみ」の概説や視聴に当たっての視点をあらかじめ示したりするなど、視聴前にアニメの視聴に対する関心を高める工夫や配慮を行う。
3	アニメ「めぐみ」の視聴 (視聴時間:約25分間)	
4	視聴後の学習の展開	あらかじめ示した視点に沿ってアニメを見て感じたことをまとめさせクラスで発表させたり、グループ別による協議・発表を行わせたり、拉致問題に関する学習の深化や人権問題に関する学習につなげたりするなど、アニメの視聴を深める指導を行う。

(参考1) アニメ「めぐみ」とは

○ 概要

昭和52年、当時中学1年生だった横田めぐみさんが、学校からの帰宅途中に北朝鮮当局により拉致された実際の事件を題材に、残された家族の苦悩や懸命な救出活動の様を描いたドキュメンタリーアニメで、日本語版のほかに、8か国語版があります。

○ あらすじ (実際の事件を基にしたノンフィクションです)

- 1977年(昭和52年)新潟市の海岸近くに住んでいた横田めぐみさんは、普通の人たちと同じようにご両親や2人の弟さん達と仲良く生活していましたが、11月15日の夕方、クラブ活動のバドミントンの練習を終えて下校する途中に突然、姿を消してしまいました。
- 帰ってこないめぐみさんを心配した御家族は、必死で探します。お父さんの横田滋さんは毎朝、少し早めに家を出て、海岸を見て回ったそうです。お母さんの早紀江さんも、家の事が終わると町のあちこちを歩き回ったり、警察の捜査だとか、TV番組の公開捜査など、あらゆる手段でめぐみさんをさがしましたが、行方は、まったく分かりませんでした。
- ところが、行方不明になってから2年が過ぎた1978年(昭和53年)頃、日本海側で多くのアベックが姿を消してしまう事件の記事が新聞に掲載されました。その後、警察などの捜査や、1987年11月に発生した大韓航空機爆破事件の容疑者である北朝鮮工作員の証言により、拉致された日本人女性が関わっていることが明らかになったことから、めぐみさんも北朝鮮に拉致されたのではないか、という疑いが濃くなってきましたが、北朝鮮側は「あり得ない」と言って徹底して否定してきました。
- めぐみさんの行方が判らなくなった事件については、行方不明になってから20年後の1997年(平成9年)に、北朝鮮から逃げてきた元工作員が「学校から帰宅する途中、北朝鮮へ連れ去られた当時13歳の少女が、北朝鮮で生きているという話を聞いた」という証言が新聞に報道されたことから、ご両親は、めぐみさんの実名を出した報道に踏み切り、横田さん御夫妻を中心に「北朝鮮による拉致被害者家族連絡会(通称:家族会)」が発足され、署名活動や関係国に対して、理解を求めるなどの救出活動が始まりました。
- そして、2002年(平成14年)9月の日朝首脳会談で、北朝鮮の指導者である金正日が、初めて日本人拉致を認め、謝罪しました。北朝鮮側の説明では、めぐみさんやその他の拉致被害者は既に死亡しているか、北朝鮮には入国していないということでしたが、北朝鮮が死亡と説明した根拠や証拠の確かさが低いことが判り、被害者のご家族や政府は、被害者の方々は生存しているということを前提として、北朝鮮に対して、拉致被害者の早期帰国と真相究明、拉致実行犯の引渡しを求めているところです。

(参考2) 北朝鮮による拉致問題とは

1970年頃から80年頃にかけて、北朝鮮による日本人拉致が多発しました。平成14年9月に北朝鮮は日本人拉致を認め、同年10月に5人の被害者が帰国しましたが、他の被害者については、未だ北朝鮮から納得のいく説明はありません。拉致問題に関する北朝鮮側の主張には多くの問題点があることから、日本政府としてはこうした主張を受け入れることはできません。拉致問題は、我が国の国家主権及び国民の生命と安全に関わる重大な問題です。日本政府は、全ての拉致被害者の1日も早い帰国を実現すべく、政府の総力を挙げて最大限の努力を尽くします。

(最後に) 拉致対策本部より

- (1) アニメの活用に当たっては、拉致問題対策本部事務局の職員を拉致問題のアニメの内容の概要説明のために派遣することも可能です。希望する場合は事務局(www.rachi.go.jp)までお問い合わせください。
- (2) 各学校等でアニメ「めぐみ」の上映会を開催した後に、必ずアンケートを提出いただくようお願いしています。宜しくお願いします。

映画「めぐみー引き裂かれた家族の30年」について

この映画「めぐみ」は、わずか13歳の時に北朝鮮に拉致されてしまった横田めぐみさんの話を中心に、拉致問題の経緯や被害者御家族の救出活動などを描いたヒューマン・ドキュメンタリー映画です。

被害者御家族の凛々しくも強く懸命な姿は多くの人の共感を呼び、日本政府だけでなく、多くの国を動かすまでになりました。この映画では、その様子が克明に描かれています。

映画「めぐみ」を鑑賞することにより、中学生や高校生に北朝鮮による拉致問題について深く認識していただくとともに、拉致問題を人権問題として考えていただく契機となればと考えております。

映画「めぐみ」上映会は、その学校内に映画DVDの上映が可能な施設・設備（体育館等に対応可能）が整っていれば、開催可能です。開催の形式は、当該学校と拉致問題対策本部の共催となり、当室からは、映画「めぐみ」上映用のDVDを当該学校に対して無料で貸し出します。

※1. 上映を希望する学校は、別紙（借受申請書）に必要事項を記入の上、直接、FAXにて当事務局までお申し込みください。

※2. 映画「めぐみ」の活用状況を把握するためにアンケートを実施しています。上映会（授業の一環として視聴した場合等を含む）を開催された際には、それぞれ一回の開催ごとにアンケートを必ずご提出願います。

なお、このアンケートの集計結果については、今後の広報活動の在り方の検討に活用させていただくとともに、視聴校数等について公表する場合がありますので予めご承知おきください。

アニメ「めぐみ」について

このアニメ「めぐみ」は、昭和52年、当時中学校1年生だった横田めぐみさんが、学校からの帰宅途中に北朝鮮当局により拉致された事件を題材に、残された家族の苦悩や、懸命な救出活動の模様を描いたヒューマン・ドキュメンタリーアニメです。

このアニメは、漫画「めぐみ」(原作・監修：横田滋・早紀江、作画：本そういち、出版社：双葉社)をモチーフとして制作しました。

このアニメ「めぐみ」のDVDは、国内外の拉致問題啓発、特に、映像による広報が効果的であると思われる若年層の理解促進を図るため、積極的に活用しています。

アニメ「めぐみ」上映会は、その学校内にアニメDVDの上映が可能な施設・設備が整っていれば、開催可能です。また、当該DVDは、拉致問題対策本部が著作権を全て所持しており、学校以外の施設等での上映にも使用することができます。

※ アニメ「めぐみ」の活用状況を把握するためにアンケートを実施しています。上映会(授業の一環として視聴した場合等を含む)を開催された際には、それぞれ一回の開催ごとにアンケートを必ずご提出願います。

なお、このアンケートの集計結果については、今後の広報活動の在り方の検討に活用させていただくとともに、視聴校数等について公表する場合がありますので予めご承知おきください。

平成 年 月 日

内閣官房 拉致問題対策本部事務局 政策企画室 行
(FAX: 03-3581-6011)

都道府県名 _____

市区町村名 _____

学校(施設)名 _____

(国公立の別: ・国立 ・公立 ・私立)

映画「めぐみ」・アニメ「めぐみ」の活用状況に関するアンケート

1. 視聴されたのは、映画「めぐみ」、アニメ「めぐみ」のどちらですか。(該当するものに○を付してください。)

映画「めぐみ」() ・ アニメ「めぐみ」()

2. どなたが視聴しましたか。(該当するものすべてに○を付してください。)

児童・生徒() 教職員() 保護者() 地域住民()
その他(具体的に記入してください)()

3. 上記1. で「児童・生徒」に○を付した場合、次の(1)(2)にご回答ください。

- (1) 教育課程上、次のどれに該当しますか。(該当するものすべてに○を付してください。)

教科の指導の中() 道徳(人権教育を含む)() 総合的な学習の時間()
特別活動(具体的に記入してください)()
その他(具体的に記入してください)()

- (2) 視聴した学年に、○を付してください。

全学年() 1年生() 2年生() 3年生()
4年生() 5年生() 6年生()

4. その他、アニメまたは映画をご覧になったご感想、ご意見等をご記入ください。

アニメ、映画について:

職員の説明等について:

※この様式のワードファイルの送付を希望する場合は、上記事務局までご連絡ください。
※このアンケートの集計結果については、公表する場合がありますので予めご承知おきください。
ご協力、有り難うございました。



■拉致被害者御家族 ビデオメッセージ

～必ず取り戻す愛する家族へ～



本映像作品については、下記URLよりご視聴下さい。

拉致問題対策本部
ホームページ

▶ <http://www.rachi.go.jp/jp/shisei/keihatsu/index.html>

政府インターネット
テレビ

▶ <http://nettv.gov-online.go.jp/prg/prg12278.html>



(政府 拉致問題対策本部)

家族を抱きしめるその日まで、 私たちはあきらめない!

1970年代から1980年代にかけて多くの日本人が北朝鮮に拉致されました。

2002年、北朝鮮は日本人の拉致を初めて認めて謝罪しましたが、

帰国が実現したのは5名のみで、被害者全員の帰国は実現していません。

現在も、御家族は肉親との再会を待ち続けつらい日々を過ごされており、その切なる思いを訴えています。

出演御家族の紹介 (出演順)

①  田口 八重子さん(被害者)ご家族


飯塚 繁雄さん(兄) 本間 勝さん(兄)
飯塚 耕一郎さん(息子)

②  横田 めぐみさん(被害者)ご家族


横田 滋さん(父) 横田 早紀江さん(母)
横田 哲也さん(弟) 横田 拓也さん(弟)

③  曾我 ミヨシさん(被害者)ご家族

曾我 ひとみさん(娘)

④  松本 京子さん(被害者)ご家族

松本 孟さん(兄)

⑤  市川 修一さん(被害者)ご家族


市川 健一さん(兄) 市川 龍子さん(姉)

⑥  増元 るみ子さん(被害者)ご家族

平野 フミ子さん(姉) 増元 照明さん(弟)

⑦  松木 薫さん(被害者)ご家族

斎藤 文代さん(姉) 松木 信宏さん(弟)

⑧  有本 恵子さん(被害者)ご家族

有本 明弘さん(父) 有本 嘉代子さん(母)

ご覧になった方の感想

- ・御家族の被害者に対する愛情と苦悩、北朝鮮に対する憤りは赤裸々で大変迫力があり、胸を締め付けられました。一人でも多くの方にご覧いただき、拉致問題に対する理解を深めていただきたいと思います。
- ・御家族のメッセージが直接伝わり、「もし自分の家族がそうであったら…」と置き換えて考えさせられる内容であり、心が痛みました。

上映時間:約27分

お問い合わせ先

内閣官房拉致問題対策本部事務局

ホームページ▶ <http://www.rachi.go.jp/>

Tel▶03-3581-8898 E-mail▶g.rachi@cas.go.jp